

由利本荘市ケーブルテレビ
050IP電話サービス契約約款

平成26年4月1日

由利本荘市

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 I P電話サービスの提供区域等	3
第4条 I P電話サービスの提供区域等	3
第3章 契 約	3
第5条 契約の単位	3
第6条 I P電話契約申込を行うことができる者の条件	3
第7条 I P電話契約申込の方法	3
第8条 I P電話契約申込の承諾	3
第9条 I P電話サービスの音声通信番号	3
第10条 I P利用回線による制約	4
第11条 利用権の譲渡の禁止	4
第12条 I P電話契約者が行う I P電話契約の解除	4
第13条 当市が行う I P電話契約の解除	4
第14条 その他の提供条件	4
第4章 利用中止及び利用停止	4
第15条 利用中止	4
第16条 利用停止	5
第17条 接続休止	5
第5章 通 信	5
第1節 音声通信の種類等	5
第18条 音声通信の種類	5
第19条 音声通信の品質	6
第20条 相互接続音声通信	6
第2節 通信利用の制限	6
第21条 音声通信利用等の制限	6
第22条 通信時間等の制限	6
第3節 通信時間の測定等	6
第23条 通信時間の測定等	6
第4節 発信音声通信番号通知	6
第24条 発信音声通信番号通知	7
第6章 料金等	7
第1節 料金及び工事に関する費用	7
第25条 料金及び工事に関する費用	7
第2節 料金等の支払義務	7
第26条 基本料金の支払義務	7
第27条 通信料金の支払義務	8
第28条 工事費の支払義務	8
第3節 料金の計算等	8
第29条 料金の計算等	8
第4節 割増金及び遅延損害金	8
第30条 割増金	8
第31条 遅延損害金	9
第5節 相互接続音声通信の料金の取扱い等	9
第32条 相互接続音声通信の料金の取扱い等	9
第7章 保 守	9
第33条 契約者の維持責任	9
第34条 修理又は復旧の順位	9

第8章 損害賠償	10
第35条 責任の制限	10
第36条 免責	10
第9章 雑則	11
第37条 承諾の限界	11
第38条 利用に係る契約者の義務	11
第39条 契約者の氏名等の通知	11
第40条 法令に規定する事項	11
第41条 本邦外における取扱制限	11
第42条 閲覧	11
別記	12
料金表	16
通則	17
第1表 料金	19
第1 基本料金	19
第2 通信料金	20
第2表 工事に関する費用	25
第1 工事費	25
附則	26

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 当市はこの由利本荘市ケーブルテレビ 050 IP 電話サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより IP 電話サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当市は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 音声通信	インターネットプロトコルにより音響（映像情報通信により伝送交換される音響を除きます。）を伝送交換する通信
4 IP 電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 IP 電話サービス	IP 電話網を使用して行う電気通信サービス
6 IP 電話サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより IP 電話サービスを提供する当市の事業所
7 IP 電話サービス取扱所	IP 電話サービスの契約事務を行う当市の事務所
8 相互接続点	当市と当市以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当市が当市以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当市と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 IP 電話契約	当市から IP 電話サービスの提供を受けるための契約
11 IP 電話契約	当市から IP 電話サービスの提供を受けるための契約
12 IP 電話契約者	当市と IP 電話契約を締結している者
13 契約者	IP 電話契約者
14 IP 利用回線	契約者に係るアクセス回線
15 相互接続音声通信	相互接続点を経由する音声通信
16 契約者回線	IP 電話契約に基づいて、IP 電話サービス取扱局内で当該 IP 電話契約に係る IP 利用回線との間に設置される電気通信設備
17 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当市が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (3) IP 利用回線
18 自営端末設備	IP 電話契約者が設置する端末設備（IP 利用回線の一端（契約者回線に係るもの及び相互接続点に係るものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。）

19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 音声通信番号	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号。以下同じとします。)第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当市が付与する電気通信番号
21 固定通信番号	電気通信番号規則第9条第1号に定める固定通信番号端末系伝送路設備を識別するために当市が付与する電気通信番号
22 携帯・自動車電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるもの
23 PHS電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるもの
24 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 I P電話サービスの提供区域等

(I P電話サービスの提供区域等)

第4条 当市のI P電話サービスは、当市が別記1に定める提供区域等において提供します。

第3章 契 約

(契約の単位)

第5条 当市は、1のI P電話契約の申込みにつき、1のI P電話契約を締結します。この場合、I P電話契約者は、1のI P電話契約につき1人に限ります。

(I P電話契約申込を行うことができる者の条件)

第6条 I P電話契約の申込みを行うことができる者は、当市が定めるI P利用回線を別に契約する者に限ります。

2 第1項のうちI P電話契約の申込みを行うことができる者は、申込みに際しI P電話サービスの提供を受けるために必要なI P電話アダプタを用意していただきます。

(注) 当市が定めるI P利用回線とは、当市の「コンピュータ通信網サービス契約約款」又は「高速イーサネット網サービス契約約款」に規定するサービスとします。

(I P電話契約申込の方法)

第7条 I P電話契約の申込みをするときは、当市所定の契約手続きを行っていただきます。

(I P電話契約申込の承諾)

第8条 当市は、I P電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当市は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) I P電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) I P利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づく総合品質の基準をいいます。以下「総合品質」といいます。）を維持することが困難であると当市が判断したとき。

(3) I P電話契約の申込みをした者が、I P電話サービス又はI P利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) I P電話契約の申込みをした者が、第16条（利用停止）の規定のいずれかに該当し、I P電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。

(5) I P電話契約の申込みをした者が、I P利用回線の契約約款に定める「利用停止」の規定のいずれかに該当し、I P利用回線の利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。

(6) I P電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(7) その他当市の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(I P電話サービスの音声通信番号)

第9条 当市は、I P電話契約者に、1のI P電話契約について1の音声通信番号を当市が別に定めるところにより付与します。

2 当市は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3 前項の規定により音声通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

- 4 I P利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質を維持することが困難であると本市が判断したときは、音声通信番号の付与を廃止することがあります。

(注) 本市は、本条の規定によるほか、第34条(修理又は復旧の順位)の注書きの規定による場合は、音声通信番号を変更することがあります。

(I P利用回線による制約)

第10条 I P電話契約者は、本市又は本市以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、I P利用回線を使用することができない場合においては、I P電話サービスを利用することができません。

(利用権の譲渡の禁止)

第11条 I P電話サービスに係る利用権(I P電話契約者がI P電話契約に基づいてI P電話サービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(I P電話契約者が行うI P電話契約の解除)

第12条 I P電話契約者は、I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本市所定の方法によりI P電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(本市が行うI P電話契約の解除)

第13条 本市は、次の場合には、I P電話契約を解除することがあります。

- (1) 第16条(利用停止)の規定によりI P電話サービスの利用停止をされたI P電話契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) I P電話サービスのI P利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第7条(I P電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。
- 2 本市は、I P電話契約者が第16条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本市の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P電話サービスの利用停止をしないでそのI P電話契約を解除することがあります。
- 3 I P利用回線に関して次の事項に該当する場合に、I P電話契約を解除することがあります。
 - (1) I P電話契約の申込みをした者が、I P利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、その事実を知ったとき。
 - (2) そのI P利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (3) そのI P利用回線に係る協定事業者の契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。
 - (4) そのI P利用回線が、移転によりI P電話サービスの提供区域外となったとき。
- 4 本市は、前3項の規定により、そのI P電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、I P電話契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第14条 I P電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第15条 本市は、次の場合には、I P電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 本市の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条(音声通信利用等の制限)の規定により、音声通信利用を中止するとき。
- (3) 特定のI P利用回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます)

す。以下同じとします。)を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当市が認めたとき。

(4) I P利用回線が利用中止になったとき。

2 当市は、前項の規定により I P電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当市は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当市が定める期間（その I P電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その I P電話サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日から1ヶ月を経過してもなお支払われないとき。

(2) 第38条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当市が認めたとき。

(3) I P利用回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当市以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当市の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当市の承諾を得ずに接続したとき。

(4) I P利用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当市が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を I P利用回線から取りはずさなかったとき。

(5) I P利用回線に係る他契約約款の規定によりその I P利用回線が利用停止となったとき。

2 当市は、前項の規定により I P電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。ただし、本条第1項第2号により、I P電話サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第17条 当市は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る相互接続音声通信を行うことができません。

2 前項の場合に、契約者が相互接続音声通信を全く利用できなくなったときは、当市は、I P電話サービスの接続休止を行います。ただし、その I P電話サービスについて、契約者から I P電話契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

3 当市は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。

4 第2項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、I P電話契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

第5章 通信

第1節 音声通信の種類等

(音声通信の種類)

第18条 音声通信の種類は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第19条 IP電話サービスに係る音声通信の総合品質は、その音声通信の提供を受けているIP利用回線の利用形態等により変動することがあります。

(相互接続音声通信)

第20条 相互接続音声通信は、当市が相互接続協定に基づき定めた音声通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続音声通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当市が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通信利用の制限

(音声通信利用等の制限)

第21条 当市は、IP電話サービスに係る通信が著しくふくそうし、IP電話サービスに係る通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とするIP電話サービスに係る通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とするIP電話サービスに係る通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用しているIP電話サービス(当市がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによるIP電話サービスに係る通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等へのIP電話サービスに係る通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 音声通信は、通信の相手先が別記4に定める通信の場合は、利用することができません。

(通信時間等の制限)

第22条 前条の規定による場合のほか、当市は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への音声通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第23条 音声通信に係る通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

第4節 発信音声通信番号通知

(発信音声通信番号通知)

第24条 I P利用回線から契約者回線等への音声通信については、そのI P電話契約に係る音声通信番号着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- (2) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する発信音声通信番号非通知機能の提供を受けている音声通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信（当市が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）
- (3) その他当市が別に定める場合

2 当市は、音声通信番号等を着信先の契約者回線等又は内線端末へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当市が別に定める方法により行う音声通信は、音声通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信とします。

(注2) 契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者番号通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当市が提供するI P電話サービスの料金は、基本料金及び通信料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当市が提供するI P電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料は、当市が提供するI P電話サービスの態様に応じて、基本料金、ユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第26条 契約者は、その契約に基づいて当市がI P電話サービスの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の基本料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、I P電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのI P電話サービスを全く利用できない状態	そのことを当市が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、

(その契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを本市が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P電話サービスについての料金
2 本市の故意又は重大な過失によりそのI P電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを本市が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのI P電話サービスについての料金
3 I P電話サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのI P電話サービスについての料金

3 本条第2項第2号の表の適用にあたり、料金表第1表第1(基本料金)に定めるユニバーサルサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。

4 本市は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(通信料金の支払義務)

第27条 契約者は、音声通信について、本市が測定した通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。

2 相互接続音声通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第5節(相互接続音声通信の料金の取扱い等)に規定するところによります。

3 契約者は、通信料金について、本市の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第28条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、本市は、これをお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第30条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、本市が定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第31条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当市が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 相互接続音声通信の料金の取扱い等

(相互接続音声通信の料金の取扱い等)

第32条 契約者は、相互接続協定に基づき当市又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続音声通信に関する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の場合において、相互接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当市又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当市が別に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通話の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその通話にかかる債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当市は、その譲渡を承諾します。

第7章 保 守

(契約者の維持責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 契約者（IP利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限り）は、総合品質を維持していただきます。

(修理又は復旧の順位)

第34条 当市は、当市の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条（音声通信利用等の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当市がそれらの機関との協議により定めたものに限り。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当市は、当市の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその音声通信番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当市は、IP電話サービスを提供すべき場合において、当市又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、そのIP電話サービスが全く利用できない状態にあることを当市が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款及び料金表の定めにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当市は、IP電話サービスが全く利用できない状態にあることを当市が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りです。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定するユニバーサルサービス料を除く料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当市が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月における1日平均の通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当市が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当市の故意又は重大な過失によりIP電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項に規定する当市が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第36条 当市は、IP電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当市は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第9章 雑 則

(承諾の限界)

第37条 当市は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当市の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をした契約者にお知らせします。
ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝又は勧誘の通信をする若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為等を行わないこと。
 - (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はおそれのある行為をしないこと。
 - (5) その他当市が別に定める禁止事項に違反する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当市が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者の氏名等の通知)

第39条 当市は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と相互接続音声通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び音声通信番号をその協定事業者に通知することがあります。

(法令に規定する事項)

第40条 I P電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
(注) 法令に定めのある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(本邦外における取扱制限)

第41条 I P電話サービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(閲覧)

第42条 この約款において、当市が別に定めることとしている事項については、当市は閲覧に供します。

別 記

別 記

1 I P電話サービスの提供区域等

(1) I P電話サービスは、次に掲げる市の区域において提供します。

市 の 区 域
秋田県由利本荘市

(2) 当市の I P電話サービスに係る通話は、I P利用回線相互間、I P利用回線と相互接続点との間において提供します。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、I P電話サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当市に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当市は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかに I P電話サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当市は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 音声通信が利用できない通信の相手先

(1) 緊急通報に関する電気通信番号（電気通信番号規則第11条に規定する110番、118番又は119番とします。）を利用した通信

(2) 事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信

(3) その他当市が定める通信

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その I P利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その I P利用回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当市所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当市は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当市は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当市の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当市に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当市は、IP利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当市の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をIP利用回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当市所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当市は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当市の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当市は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当市の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 電話契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 電話契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当市に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当市の維持責任

当市は、当市の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること。

	(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当市は、契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、料金月に従って計算します。
ただし、当市が必要と認めるときは、通信料金について料金月によらず当市が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当市は、当市の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当市は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日により I P 電話サービスの開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日により I P 電話サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 約款第 2 6 条（基本料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当市は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当市が定める期日までに、当市が指定する I P 電話サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当市は、特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 料金月以上の料金を、当市が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当市は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当市が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額)

- 10 約款第 2 6 条（基本料金の支払義務）から第 2 8 条（工事費の支払義務）までの規定、第 3 2 条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。
ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。
なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する額により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料 金

第1 基本料金

1 IP電話サービスに係るもの

1-1 適 用

区 分	内 容
(1) IP電話サービスの基本料金の適用	<p>1の音声通信番号ごとに1の基本料を適用します。 ただし、料金表通則の規定にかかわらず、その料金の適用開始日については次の通りとします。</p> <p>(a)その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。</p> <p>(b)その提供開始日が料金月の初日以外るとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、当該IP電話契約を提供開始日を含む料金月に解除した場合は、(a)の規定に準ずるものとします。</p>
(2)基本料の日割の特例	<p>基本料については、(1)欄(b)のただし書きの場合が生じたときは、第26条(基本料金の支払義務)及び料金表通則3の規定にかかわらず、基本料の日割りは行いません。</p>
(3)ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当市は、IP電話サービスに係る音声通信番号について、1の音声通信番号ごとに1-2(料金額)に規定する(3)ユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当市が定める料金をいいます。以下同じとします。)を適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当市がIP電話契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。</p> <p>ウ 当市はユニバーサルサービス料について、料金表通則3に規定する日割を行いません。</p>

1-2 料金額

(1) 基本料等

月額

区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
基本料	1 音声通信番号ごとに	350 円 (378 円)

(2) ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号及び1 追加音声番号ごとに	3 円 (3.24 円)

第2 通信料金

1 適用

区分	内容																				
(1) 音声通信の種類等	<p>ア 音声通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 オンネット通信</td> <td>I P利用回線相互間の通信及びI P利用回線から当市が別に定める協定事業者の当市が別に定めるサービスへの音声通信</td> </tr> <tr> <td>2 オフネット通信</td> <td>オンネット通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td>3 国際通信</td> <td>I P利用回線から当市が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当市が別に定める電気通信事業者とはフュージョン・コミュニケーションズ株式会社に限りません。(以下同じとします。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ オフネット通信には、以下の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通信</td> <td>青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>携帯・自動車電話通信</td> <td>携帯・自動車電話設備への通信</td> </tr> <tr> <td>PHS電話通信</td> <td>PHS電話設備への通信</td> </tr> <tr> <td>I P電話通信</td> <td>当市が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るもの）に限りません。）への通信</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	1 オンネット通信	I P利用回線相互間の通信及びI P利用回線から当市が別に定める協定事業者の当市が別に定めるサービスへの音声通信	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信	3 国際通信	I P利用回線から当市が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当市が別に定める電気通信事業者とはフュージョン・コミュニケーションズ株式会社に限りません。(以下同じとします。)	区分	内容	区域内通信	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信	区域外通信	上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信	携帯・自動車電話通信	携帯・自動車電話設備への通信	PHS電話通信	PHS電話設備への通信	I P電話通信	当市が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るもの）に限りません。）への通信
種類	内容																				
1 オンネット通信	I P利用回線相互間の通信及びI P利用回線から当市が別に定める協定事業者の当市が別に定めるサービスへの音声通信																				
2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信																				
3 国際通信	I P利用回線から当市が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当市が別に定める電気通信事業者とはフュージョン・コミュニケーションズ株式会社に限りません。(以下同じとします。)																				
区分	内容																				
区域内通信	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信																				
区域外通信	上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信																				
携帯・自動車電話通信	携帯・自動車電話設備への通信																				
PHS電話通信	PHS電話設備への通信																				
I P電話通信	当市が別に定める音声通信番号（別表1に定める協定事業者に係るもの）に限りません。）への通信																				
(2) 通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当市の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当市は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>																				
(3) 相互接続音声通信に係る料金額の設定	相互接続音声通信に係る2（料金額）に定める料金額は、当市及び協定事業者（相互接続音声通信については当市が別に定める協定事業者）に限りません。）のサービスの提供区間を合わせて、当市が設定する額とします。																				

<p>(4) 当市の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い</p>	<p>当市の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額</p>
<p>(5) 音声通信に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のためにIP電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当市が指定したものへの音声通信については、約款第27条（通信料金の支払義務）第1項及び第32条（相互接続音声通信の料金の取扱い等）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

(注1) 本欄に規定する当市が別に定める方法により行う音声通信は、音声通信に先立ち「186」をダイヤルして行う音声通信とします。

2 料金額

(1) オフネット通信に係るもの

区分	料金額 (税込額)		
区域内通信	180 秒までごとに	7 円	(7.56 円)
区域外通信	180 秒までごとに	8 円	(8.64 円)
携帯・自動車電話通信	60 秒までごとに	16 円	(17.28 円)
PHS 電話通信	90 秒までごとに	20 円	(21.6 円)
I P 電話通信	180 秒までごとに	7.5 円	(8.1 円)

(2) 国際通信に係るもの

区 分 取 扱 地 域		料金額 (1 の通信ごとに、 60 秒までごとに)
アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20 円
アジア 2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30 円
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48 円
アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80 円
アジア 5	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	90 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)、カナダ	8 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32 円
アメリカ 4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
オセアニア 1	ハワイ	8 円
オセアニア 2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド	40 円

オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国、ワリス・フテュナ諸島	64 円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64 円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円

アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
インマルサット1	インマルサット-M(インド洋)、インマルサット-M(大西洋西)、インマルサット-M(大西洋東)、インマルサット-M(太平洋)	360 円
インマルサット2	インマルサット-B(インド洋)、インマルサット-B(大西洋西)、インマルサット-B(大西洋東)、インマルサット-B(太平洋)	300 円
インマルサット3	インマルサット-ミニM(インド洋)、インマルサット-ミニM(大西洋西)、インマルサット-ミニM(大西洋東)、インマルサット-ミニM(太平洋)	250 円
スラーヤー	スラーヤー衛星携帯電話	360 円
イリジウム	イリジウム衛星携帯電話	510 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容			
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるIP電話サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。			
(2) 工事費の適用区分	工事の適用区分は、次のとおりとします。			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事の区分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等設定工事</td> <td>音声通信番号等の初期登録に係る工事について適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	交換機等設定工事
工事の区分	適 用			
交換機等設定工事	音声通信番号等の初期登録に係る工事について適用します。			

2 料金額

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
交換機等設定工事	1の音声通信番号ごとに	—

第3表 手続きに関する費用

手続きの種類	単 位	手続きの額 (税込額)
We b明細パスワードの変更	1件ごとに	500円 (540円)

別表1 当市が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

事 業 者 の 名 称
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ソフトバンクBB株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
ZIP Telecom株式会社

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成20年4月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成23年2月1日より実施します。
- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。